

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 殿

第2回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討委員会
工作物WGにおける論点(案)及び船舶WGにおける論点(案)に関する
要望

2020年3月11日

中皮腫・じん肺・アスベストセンター
所長 名取雄司

この間、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等の検討とともに工作物と船舶の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等の検討がすすめられておりますが、今更に指摘するまでもない石綿の危険性、そして解体や改修、メンテナンス業務に対する諸外国での石綿ばく露防止対策のより一層の規制強化の動きなどに鑑み、以下について要望致します。

- (1) 工作物や船舶においても建築物と同様に石綿について一定の知見を有する資格者による事前調査、完了検査を実施すること。

一定規模以上の船舶で国交省の適合証があるとしても、適合証は5年ごとの更新で、石綿の使用状況を示したインベントリーにその間の修繕・改修状況が必ずしも反映されていないことは船舶WGでも認めています。さらに、適合確認をした者は石綿の事前調査について一定の知見を有する資格者ではありません。インベントリーを船主などから入手したところで「事前調査完了」との判断は許されません。こうした点からインベントリーも参考にしつつ、改めて石綿障害予防規則に基づく事前調査を実施する必要があります。

特に2006年以降に国内で建造された船舶でも、石綿使用が継続されている国において修繕などによって石綿が使用された事例が同WGでも報告されていることから、インベントリーなどを参考にしつつ、石綿の事前調査は網羅的かつ確実に実施することが必要とされます。

工作物や船舶について、特定の部位などに石綿の使用がないとみられるという程度の情報から事前調査の対象から除外することでなく労働者の石綿曝露防止の観点から確実な情報でのみ除外は行われるべきです。

改修などの作業時の事前調査の手間を省くため、建物（船舶なども同様）の通常使用時の石綿調査を網羅的に実施し、実施できていない箇所についても網羅的に把握・記録したうえで、その調査結果により把握されている範囲については、調査結果と現場の状況に相違が無いことを確認する程度に簡略化できるよう定めるべきです。あらかじめそうした調査結果がある場合は税制上の優遇措置を設けるなど、インセンティブを設けるべきです。すべての石綿を含む建材の除去作業後の完了検査についても同様に石綿について一定の知見を有する資格者が実施する必要があります。

(2) 事前調査の対象外とするのは石綿が明らかに含まれていないものだけに限定すること。

通知で示すとみられる「事前調査を要しないと考えられる作業」は、「石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に建築物を損傷させるおそれのない作業」と記載されています。ところが、例示されている「手作業で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットで固定しているような 固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など」は石綿含有の建材とも受け取れる記載となっており、上記の例示に含めるべきではありません。

また、「石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業」として、「画鋸を壁に刺す、釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）など」が例示されていますが、「手作業で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットで固定しているような 固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など」と同様に相当量の石綿飛散が実際に確認されており、「石綿が飛散する可能性がほとんどない」として除外するべきではありません。事前調査で把握のうえ、飛散量に応じた曝露防止の措置を実施するよう見直すべきです。